（様式第１－１号　甲号）

★申請部数

　様式第１－１号（甲号、乙号）正本１部、併せて指令書用に、甲号のみ２部。

農地法施行規則第10条第１項ただし書の規定による単独申請の場合は、指令書用の甲号は１部でよい。

　譲受人等又は譲渡人等が複数いる場合は、指令書用の甲号は当事者の数だけ提出する。

★記載注意

○　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）する。

○　譲受人の「国籍等」及び「在留資格又は特別永住者」は、所有権移転の場合にのみ記載する。

　　国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載する（農地所有適格法人以外の法人への例外的な所有権移転の場合は記載不要）。

　　外国人については、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法第19条の３に規定する中長期在留者。３月以内、又は短期滞在の在留資格が決定された者等以外の者）の場合は在留資格を、特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者）の場合はその旨を併せて記載する。

　　法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載する。

　　また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２第３項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載する。

○　当事者（譲受人等及び譲渡人等）が連署する。例外として単独申請できるのは次の場合。

　(1) 競売、公売、遺贈その他の単独行為

　(2) 確定判決、裁判上の和解又は請求の認諾、民事調停成立、家事審判の確定又は調停成立

○　譲受人等、譲渡人等が複数いてこの欄に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙で添付する。

　　この別紙は甲号の一部分となるため、必要部数は甲号の部数と同じ。

　　譲受人等が複数の場合は、持分を記載すること。

○　登記上の所有者が死亡している場合は、原則として申請前に相続登記を行い、譲渡人と登記上の所有者を一致させること。申請時までに登記することができない場合は、申請者が真正な権利者であることを証する書面（戸籍、除籍、原戸籍の謄本及び遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等）を添付する。なお、戸籍、除籍、原戸籍の謄本については、法務局（登記官）が認証した法定相続情報一覧図の写しで代えることができる。

　　また、住所等が登記簿の記載と異なるときは、戸籍の附票又は住民票の写し等（（登記上の住所から現住所までの変遷のわかるもの）を添付する。

○　未成年者の場合は、未成年者の氏名の下に親権者名を記載し、親権者であることを証する書面（戸籍謄本等）を添付する。

○　代理人が申請する場合は、代理権限を証する委任状（委任事項を特定したもの）及び、必要に応じて、譲受人等が申請に係る事業を行う旨の確認書を添付する。

○　例）「所有権」を「移転」、「賃借権」を「設定」、「使用貸借による権利」を「設定」等

　　１　「面積（㎡）」は登記簿の面積を記入する。

　　　「備考」は、次の場合記載する。

　　　　登記上の所有者と現在の所有者が異なる場合、登記上の所有者を記載する。

　　２　「土地の引渡しの時期」は実際の予定日又は「許可後」、「許可後○日後」等

〇　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の３第１項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、様式第１－１号の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付する。

（様式第１-１号　乙号）

★記載注意

３　事由の記載例は次のとおり。

　　譲渡（賃貸）事由例：後継者が会社勤めをしており労力不足により耕作困難なため、自宅から遠距離で耕作困難なため、後継者へ生前一括贈与するため　等

　　譲受（賃借）事由例：経営規模を拡大し水稲を耕作するため、既存経営地の隣接地であり耕作に便利なため、贈与を受け経営するため　等

　　次の場合は、その旨及び事業内容等を記載する。

 (1) 民法第269条の２第１項の地上権又はこれと性格を同一にするその他の権利（以下「区分地上権等」という。）を取得する場合当該事業又は施設に関する計画の概要。

 (2) 農業協同組合が農業経営の受託に伴い農地等の権利を取得する場合その農地等に係る受託農業経営事業の内容。

 (3) 農地法施行令第２条第１項各号に掲げる事由に該当して農地等の権利を取得する場合当該事業又は施設を必要とする理由及び当該事業又は施設に関する計画の概要。

４　「権利を設定又は移転の時期」は、実際の予定日のほか「許可後」、「許可後○日後」など。

　　水田裏作を目的とするための権利の設定の場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付けに係る事業の概要を別紙にて記載する。

５　「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供しているものを記載する。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積（㎡）」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載する。

　　なお⑤は、農地法第３条第２項第５号の括弧書きに該当する土地。

　　「非耕作地」③、⑥、⑩は、不耕作地等その所有者及びその世帯員等により現に耕作又は養畜の事業に供されていないものを記載する。

　　「譲渡人等」については農業委員会が必要と認めた場合に記載する。

「非耕作地」③、⑥に記載したものについて、その状況・理由として、自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載する。

　例)「～であることから条件不利地である」、「賃借人○○が体調不良のため休耕している」、「～のため○年間休耕中である」等

　「所有・借入の別」は所有地又は借入地に○印を記入する。

７　世帯員等とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の２親等内の親族をいう。

　「農作業経験」は農作業歴○年、農業技術修学歴○年等を記載する。

「備考」は、農作業に常時従事する期間（その期間必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあること）を、「○月～○月」と記載する。

　「農作業従事日数」は、新規就農者の場合、農地の権利取得後に見込む日数を記載する。

８　現に使用しているものについて記載する。

　　大農機具とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等を指す。

　　家畜とは、牛、豚、鶏等を指す。

　　リースによるものは（　　）書きとする。

　導入予定のものについては自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る）等資金繰りについて記載する。

11　信託の引受該当が有の場合は、様式１-13号整理簿に記載して整理する。

12　転貸による権利の取得が有の場合は、別紙１の２を記載して添付する。

13　既に地域で行われている集落営農や担い手への農地集積等の取組、水利調整、農薬の使用方法、集落が一体的に生産に取り組んでいる特定の品目に係る共同防除等の営農活動への影響や、賃貸借の場合、地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃でないか等の事情の有無を記載する。

14　区分地上権等が設定される場合、当該事業又は施設の設置によって生ずる当該土地及び付近の農地、採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整状況を記載する。

（「５」から「13｣までの記載は必要としない。）

　「その他参考となるべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載する。

※各項目共通・記載欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載して別紙で添付する。

（様式１－１号　添付一覧）

　申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 申 請 書 | 説 明 |
|  | 様式１－１　甲号 | 必ず必要 |
|  | 様式１－１　乙号 | 必ず必要 |
|  | 別紙１ | 特例による場合 |
|  | 別紙２ | 必ず必要 |
|  | 別紙３ | 申請者が農地所有適格法人の場合 |
|  | 別紙４ | 申請者がその他の法人の場合（農地法第３条第３項第３号該当の場合） |

　申請書の添付資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 添 付 書 類 | 説 明 |
| １ | 登記事項証明書 | 全部事項証明書に限る。申請地に係るもの　※１ |
| ２ | 位　置　図　※２ | 申請地の位置及び付近の状況を示す図面（住宅地図など）※２ |
| ３ | 現況地番図　※２ | 法務局備え付けの公図の写しなど ※２ |
| ４ | 譲受人の住民票の写し（本籍、国籍等、在留資格又は特別永住者である旨の記載があるもの）　※２ | 譲受人が個人で、所有権移転の場合。なお、農業委員会が別に定める方法で、譲受人の国籍等、在留資格又は特別永住者であることを確認できる場合は省略可　※２ |
| ５ | 法人の登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し | 権利を取得しようとする者が法人の場合。農地所有適格法人への所有権移転の場合は登記事項証明書（外国会社の場合は設立の準拠法が記載されたもの）が必須。登記事項証明書を添付した場合は、定款又は寄附行為の写しは省略可。　※１ |
| ６ | 組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し | 農地所有適格法人の場合 |
| ７ | 承認会社であることを証する書面及び構成員の株主名簿の写し（議決権の記載があるもの） | 農地所有適格法人（株式会社又は持分会社）のうち、農林漁業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第５条に規定する承認会社が構成員となっている場合 |
| ８ | 農地法第２条第３項第２号ヘに該当する構成員と農地所有適格法人との間で締結された契約書の写しなど同号ヘに該当することを証する書面 | 農地所有適格法人（株式会社又は持分会社）のうち、農地法第２条第３項第２号ヘに該当する者（その農地所有適格法人に農作業の委託を行っている個人）が構成員となっている場合 |
| ９ | 構成員の国籍等、在留資格又は特別永住者であることを証する書面（法人の場合は設立準拠法の制定国を証する書面）　※２ | (1) 農地所有適格法人が農地の所有権を取得しようとする場合、法人の総議決権の５％以上を有する株主又は出資総額の５％以上を出資している者について必要。(2) (1)の者が個人の場合は４、法人の場合は５の書類が必要（４又は５の説明のとおり省略可） |
| 10 | 理事等及び使用人の国籍等、在留資格又は特別永住者であることを証する書面　※２ | 農地所有適格法人が農地の所有権を取得しようとする場合、理事等及び農作業に権限並びに責任を有する使用人について、４の書類が必要（４の説明のとおり省略可） |
| 11 | 農業経営受託規程 | 農業協同組合が農業経営の受託をする場合ただし、同一の農業委員会の区域内の農地について権利を取得する場合において前に提出した申請書に添付した農業経営受託規程に変更がないときは、　　年　月　日付け申請書に添付したものと同一である旨を申請書の「その他参考となるべき事項」欄に記載すれば、添付不要 |
| 12 | 使用収益権を有する者等の同意書 | 使用収益権を有する者以外の者が当該使用収益権を有する地等の所有権を取得する場合申請前６箇月以内のもの（様式第１－８号）※２ |
| 13 | 使用収益権を有する者等の権原が差押等の執行後に設定されたことを証する書面　※２ | 使用収益権を有する者以外の者が当該使用収益権を有する農地等の所有権を取得する場合　※２ |
| 14 | 当該使用収益権を有する農地等の所有者の同意書 | 当該使用収益権を有する農地等の賃借権等を譲渡又は転貸する場合（様式第１―９号） |
| 15 | 真正な権利者であることを証する書面 | (1) 譲渡人等が登記簿の名義人と異なる場合 　 戸籍、除籍、原戸籍の謄本、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等　　戸籍等の謄本は、法務局（登記官）が認証した法定相続情報一覧図の写しで代えることができる。(2) 譲渡人等の住所等が登記簿の記載と異なる場合　 戸籍の附票の写し、住民票の写しなど変遷のわかるもの |
| 16 | 単独申請できる場合に該当することを証する書面 | (1) 競売・公売の場合　期間入札調書又は特別売却調書、(2) 遺贈の場合　公正証書、(3) 確定判決の場合　判決書、(4) 裁判上の和解又は請求の認諾による場合　和解調書、(5) 民事調停法による調停が成立した場合　調停調書、(6) 家事審判の確定又は家事調停の成立した場合　家事審判書（又は調停調書） |
| 17 | 親権者であることを証する書面 | 未成年者の申請の場合戸籍謄本等 |
| 18 | 営農計画書　※２ | （様式第１－10号）※２ |
| 19 | 現在耕作している農地等の面積を証する書面 | 住所のある市町の区域外にある農地等の権利を取得しようとする場合は耕作者証明書(様式第１－11号）又は農地基本台帳記載事項証明書等　※２ |
| 20 | 農地の所有者と借り手の使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写し | 農地法第３条第３項の規定（解除条件付貸借契約を結ぶこと等の要件を満たせば、農地所有適格法人以外の法人に使用貸借権又は賃貸借権に限って権利取得を認める）の適用を受けて許可を受けようとする場合は様式第５号の２（同等の内容を定めるものであれば可）の写しの提出は必須。 |
| 21 | 住民基本台帳事務における支援措置を受けている場合に支援を受けていることを証する書面 | 住民基本台帳事務における支援措置申出に係る「支援措置決定（変更）通知書等」の写し及び住民票の写し |
| 22 | その他参考となるべき書類 ※２ | 農業委員会が必要と認める場合等　※２例）農地所有適格法人の場合、損益計算書の写し、総会議事録の写し等　※２任意代理の場合、委任状 |

※１　登記事項証明書は、登記情報提供サービスによる照会番号（有効期間内であって、他の申請等に使用されていないものに限る。）の記載がある登記情報を印刷した書面で代えることができる。

※２　No２、No３、No４、No９、No10、No12、No13、No18、No.19及びNo.22の書類は、農業委員会が必要　と認めた場合に添付する。

（様式第１－１－２号）

|  |
| --- |
| 農地法第３条許可により農地の所有権を取得される方へ　農地法は、資産保有や転売・転用を目的とした農地の権利取得を規制し、農地を効率的に利用する農業者へ集積することを目的としています。　具体的には、権利を取得する者が保有する農業用機械、栽培技術、通作距離等から耕作の確実性を判断して許可しています。　したがって、耕作を目的としないにもかかわらず農地法第３条許可により農地を取得することはできません。 |